



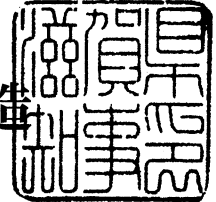
滋監第 143 号

平成28年 2月 5日

(株) 向茂組

向 茂夫 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について (通知)

平成 28 年 1 月 6 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

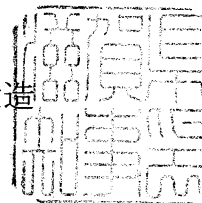
許 可 番 号	滋 賀 県 知 事	許 可 (般 - 27) 第 41156 号
許 可 の 有 効 期 間	平 成 28 年 2 月 8 日 から	平 成 33 年 2 月 7 日 まで
建 設 業 の 種 類		
管 工 事 業		造 園 工 事 業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 1月 8日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

滋 監 第 4 2 4 号
平成 31 年 (2019 年) 4 月 9 日

株式会社向茂組
代表取締役 向 春美 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般建設業許可の取消について (通知)

貴社の下記に掲げる一般建設業許可について、建設業法第 29 条第 1 項の規定により、平成 31 年 (2019 年) 4 月 9 日付けで取り消したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、滋賀県を被告として (滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

許 可 番 号	滋賀県知事許可 (般-27) 第 041156 号
許 可 年 月 日	平成 28 年 (2016 年) 2 月 8 日
建 設 業 の 種 類	造園工事業